

芸術文化観光専門職大学研究倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 芸術文化観光専門職大学研究倫理指針（以下「指針」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議し、又は実施するため、芸術文化観光専門職大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 指針の運用及び規定の解釈に関すること
- (2) 研究倫理に関する兵庫県公立大学法人コンプライアンスの推進に関する規程第6条に定めるコンプライアンス総括責任者からの諮問に関すること
- (3) 研究倫理に関する啓発及び研修に関すること
- (4) 指針に違反する行為に係る調査に関すること
- (5) 人を対象とする研究及び生命の尊厳に係る研究計画等の審査を行うこと
- (6) その他研究倫理に関すること

(申請)

第3条 前条第5号の審査に係る申請は、研究を行う教員が行う。学生、客員研究員等の場合は、指導教員が行う。なお、共同研究の場合には、研究責任者が代表して申請する。

(審査)

第4条 委員会は、前条の申請及び学部長の委員会への諮問に基づき審査を行う。ただし、学部長又は委員会が必要と認める時は、申請のない場合でも審査の対象とすることができる。

(組織)

第5条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 地域リサーチ&イノベーションセンター長
- (4) 学生部長
- (5) 学術情報館長
- (6) 事務局長

2 必要に応じて、本学の専門分野の教員及び学外の有識者を加えることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、研究担当副学長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査対象となる研究に関わる委員は出席させないものとし、その数は構成委員から除く。
- 5 委員会が必要と認めた場合は、研究の実施責任者または第三者を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 6 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。
- 7 学部長は必要に応じて会議に出席することができる。

(公表)

第9条 前条第6項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシー保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に係る部分については、その研究実施責任者の同意を得るものとする。

(専門部会)

第10条 委員長は、専門事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を設けることができる。

(記録の保管)

第11条 委員会は、調査にあたり提出された、又は申請者等に送付した関係書類等について、当該年度終了後より10年間これを保管するものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、地域リサーチ&イノベーション推進部地域協働課で処理する。

(補足)

第13条 この規程の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。